



《会計・税務の知識》 取引相場のない株式の評価の見直し

はじめに

平成29年度税制改正大綱によれば、取引相場のない株式の評価が見直される予定です。これは相続税法の時価主義のもと、財産評価の適正化を目的として見直しが行われたものです。以下その概要をご説明いたします。

1. 改正の概要

平成29年度税制改正において、以下2点の改正が行われております。

- (1) 類似業種比準方式の見直し
- (2) 会社規模区分の「大会社」及び「中会社」の範囲の拡大
以下それぞれの改正内容につきご説明いたします。

2. 類似業種比準方式の見直し

類似業種比準方式において、以下の見直しが行われる予定となっております。

- (1) 類似業種の上場会社の株価につき、現行に「課税時期の属する月以前2年間の平均」を加える
- (2) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について連結決算を反映させたものとする
- (3) 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する

	現行	改正案
上場会社の類似業種株価	課税時期以前3ヶ月の各月株価と前年平均株価のいずれかを選択	現行に加え課税時期の属する月以前2年間平均を追加
類似業種の上場会社の決算	連結決算を反映しない	連結決算を反映する
配当:利益:簿価純資産価額の比重	1:3:1	1:1:1

なお、この改正は平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価から適用される見込みです。

3. 会社規模区分の「大会社」及び「中会社」の範囲の拡大

原則的評価において評価方式を決定する際に用いる会社規模の基準については、大会社と中会社の適用範囲が拡大される見込みとなっております。

現段階においては適用範囲につき具体的な金額等が示されていないことから、今後の情報に注目されます。なお、この改正は平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価から適用される見込みです。

4. 実務上想定される影響

- (1) 「課税期間の属する月以前2年間の平均」が株価に加わったことにより、業種によっては有利な株価選択が可能となる
- (2) 利益の比重が小さくなり(3/5→1/3)、純資産の比重が大きくなる(1/5→1/3)ことから、利益水準の高い会社は株価が下がり、内部留保の厚い会社は株価が上がるのが想定される
- (3) 「大会社」及び「中会社」の適用範囲拡大により、類似業種比準価額算定において株価が下がる企業が想定される一方、土地保有特定会社に該当してしまい、結果純資産評価額での評価となり株価が上がる企業も想定される。

おわりに

本改正によって、恩恵を受ける企業も株価が高くなってしまいう企業も想定されます。必要に応じて前年作成した相続対策のシミュレーションの数値を更新をしておく必要があります。(担当:高橋)